

令和 7 年度 加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金交付決定通知書又は加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金不交付決定通知書により、補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 4 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第 5 条 前条第 2 項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の中止・廃止）

第 6 条 補助事業者がやむを得ない事由により補助事業の遂行が困難となり補助事業を中止又は廃止しようとするときは、加古川市ピアカウンセラー養成事業中止・廃止申出書を市長に提出しなければならない。

（交付決定内容の変更）

第 7 条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金交付決定変更申請書に、変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第 4 条第 1 項の規定に準じて決定を行い、その旨を加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金交付決定変更通知書により当

該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、14日以内に加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）補助金精算書

（2）事業実績報告書

（3）収支決算書

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第4条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額（第7条第2項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付方法）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であつて、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金交付決定取消通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、加古川市ピアカウンセラー養成事業補助金返還通知書により、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 9 条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、前項の通知書により、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前 2 項の期限を延長することができる。

4 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

5 市長は、前項の規定による報告があつた場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

6 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(帳簿の備付)

第 13 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第 14 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第 15 条 申請書、その他書類の様式は別に定める。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	日常生活又は社会生活において悩み等を抱える市内に在住する障害者が安心した生活を営むことができるよう、同様の障害を有する立場でその相談に応じ、助言等を行うピアカウンセラーを養成するため
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内において精神障害のピアカウンセリング事業を実施する法人
	対象となる経費	事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率及び額	補助率	1 / 2
	補助上限額	85,000 円
	補助金の額	1 補助対象となる経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額と、補助上限額を比較して少ない方の額とする。 2 補助金の交付額を算出する場合において、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。